

## 「大名評判記」の相互関係についての覚書

小関 悠一郎

はじめに

各地における地方知行制の詳細な記述をはじめとして、元禄三年段階の大名が網羅された『土芥寇讎記』は、近世史研究にとって重要な史料として、その存在が注目されてきた。<sup>(1)</sup> 従来、その成立事情についてはほとんど知られてこなかったが、二〇〇三・五年度の一橋大学講義「日本社会史特論」における共同研究において、同書との密接な関係を想定することが可能な一連の書物Ⅱ「大名評判記」が存在することが明らかにされてきた。<sup>(2)</sup>

これらの「大名評判記」は、形式・内容ともに『土芥寇讎記』と類似する一方で、いくつもの写本が存在し、成立年代も万治年間から享保年間にわたる点で『土芥寇讎記』とは異なっている。このことは、これらの「大名評判記」を分析に用いる際に、それぞれの相互関係を正確に把握することが必要不可欠であることを示している。ところが、一連の「大名評判記」は、これまでほとんど「無名」の存在だったため、「大名評判記」相互の関係はおろか、同一タイトルの「大名評判記」の諸写本の関係（系統）についてもほとんど分かっていない。したがって、右のような諸本の関係性を解明することが、まず第一に取り組むべき課題であると言えよう。

そこで「大名評判記」に関して、『「大名評判記」の基礎的研究』<sup>(3)</sup>、及び今年度の講義などで明らかにされた諸点について簡単に確認しておきたい。若尾政希「大名評判記」諸本について<sup>(4)</sup>等によれば、相互の影響関係が明らかでない「大名評判記」のうち、最も早く成立したとみられるのが、『武家諫忍記』である。

このことは、「大名評判記」を扱うためには、同書の成立事情や性格を押さえることが必須であることを示している。ところが、前掲若尾論文によれば、『武家諫忍記』本文：加賀大聖寺本とそれ以外の本とは大きく異なる。…大名を評価した箇所（加賀大聖寺本では「愚評曰」…）：別の書物といっているほどである」という。また、同論文では『武家勸懲記』に受け継がれるのは、加賀大

聖寺本以外の本である」ことも指摘されている。このことから、『武家諫忍記』聖藩本（加賀大聖寺本）とそれ以外の諸本、及び『武家勸懲記』の相互関係の解明が課題として浮かび上がってくると言えよう。

しかし、問題は右の点にとどまらない。本年度講義における各班の報告によって、聖藩本（加賀大聖寺本）以外の諸本についても単純に同一内容の写本とは言いつてもいい側面があることが明らかにされたのである。各報告では、序・国法・教法の比較や語句レベルでの検討など、多様な観点からの比較が行われたが、ごく大雑把に言えば、聖藩本／池田家本／対馬本／養賢堂本以下（…東北大教養本）、の四（五）系統に区分することができそうである。ただ、諸系統の相互関係については、確定するには至っていないことから、なお様々な視角からの比較検討が課題となっていると考えるだろう。

以上のことから第四班では、①『武家諫忍記』諸本の関係を見定めること、その上で②『武家勸懲記』を一連の「大名評判記」の流れの中に位置づけることを目標として、喫緊の課題としての①を中心に共同作業を行った。

本報告では、右に述べた課題解明の基礎作業として、講義での個別報告に基づいて考察を行う。

第一章は、第四班で作成した表（別掲の表・凡例を参照）をもとに、語句レベルの比較検討を行い、『武家諫忍記』諸本の関係性について考察したものである。本章は、第四班の共同作業に基づいた考察で、第四班第一回の報告（小関）をまとめたものである。

第二章は、書物からの「引用」に着目して、『武家諫忍記』刈谷本、同聖藩本、『武家勸懲記』内閣文庫本の比較を行い、「大名評判記」相互の関係を考察したものである。本章は、個別作業として行った考察で、第四班第二回の報告（小関）をまとめたものである。なお、二〇〇三年度第四班<sup>(5)</sup>や今年度小田報告<sup>(6)</sup>は、引用書日に注目しており、書物からの「引用」に着目することは、「大名評判記」研究の一つの有効な視角になりうるものと考ええる。

## 一、『武家諫忍記』諸本の比較検討―第四班作成表をもとに

## (一) 聖藩本と養賢堂本の比較 (巻第二)

本章ではまず、『武家諫忍記』巻第二を取り上げ、聖藩本・養賢堂本における保科正之・松平光長・松平光通・松平直政についての記述を比較検討していく。具体的には、最も異色の本とも言える聖藩本と第四班で基準にした養賢堂本とを比較し、比較の基準となるべきポイントを明らかにしていくこととしたい。

なお、以下では、養賢堂本を基準にそれとの記述の異同を記載した第四班作成の巻之二・聖藩文庫の欄に基づいて論を進める。

まず、大名の「姓名」の項であるが、保科以下四者とも聖藩本・養賢堂本で全て一致する。「室・紋・馬印」の項については、「紋」の記述が、四者ともに相違していることが分かる。「居城」の項では、呼称・官位の相違が保科・光通・直政の三者で、石高（所領の高とは限らない）の数値の違いは、四者ともにみられ、年貢率等の相違が、光長・光通・直政の三者にみられる。また、光通・直政に含まれる「国部（分類）」の記述は、聖藩本のみみられる記述である。なお、光長についての注目点として、「後号高田殿ト」、及び「信州ニモ少領有」の記述が、聖藩本に無いことを指摘できる。

「大名性格」の項については、まず保科正之に関する記述を全文あげて検討しておきたい。

・保科肥後守源正之（聖藩本「大名性格」の部分）

正之、文武ヲ専ラニ禮義ヲ正、仕置中ナリ。行跡直ニシテ、不倭、不怒、有威。但シ謙約ニシテ余セコ入故、士民トモニ難義スルトナリ。故ニ大ヒニ手前富タリ。

・保科肥後守源正之（養賢堂本「大名性格」の部分）

正之、文武ヲ専ラニ學テ禮義ヲ正シ、國家之政道古風ヲ以行故、順ニシテ不誤。一家ノ士ツトメ安シ。行跡猶寛々トシテ威有。但シ算勘ヲヨク心得ラレ、物毎セコヲ入過テ俟約ヲ用耳ナリ。

右の史料からは次の点を指摘できる。①「文武」「行跡」等の論点（二重線部分）とその配列は基本的に同様で、「評者」による「評価」の内容も概ね一致する。②記述の分量は養賢堂本の方が若干多く、語句の詳細についても異なる点が多く見られる。③養賢堂本「一家ノ士」に当たる箇所（波線部分）は、聖藩本にはみられない。そこで、①②の点について、表の該当部分によって松平光長・同光通・同直政について検討すると、①配列・評価内容の基本的な一致、②分量・語句の差異、がみられ、保科と同様の傾向を持つことを指摘できる。

③（「家士」の記述）については、光長の場合、該当部分が無く、光通の場合は、養賢堂本の「諸士跡式半分宛下ス」が聖藩本に無い。直政の場合、聖藩本には「家士ノアタリヨロシカラス」とあるが、養賢堂本では「士卒ヲ仕フ事天下一番御子シコロノ油口ニテ新参者一兩年ノ内ニヤキヲサレテヤカテ膝節不立浪人シテセカル、事天下狭シ跡目不定也」と記述が詳細になっていることが分かる。③についても同様の傾向を指摘できよう。以上「大名性格」の項について検討してきたが、上記四大名性格の項についての、聖藩本と養賢堂本との比較

からは、以下の点を指摘し得る。①「評価」内容とその配列が基本的に一致する。②語句の異同が多く、記述の分量は養賢堂本の方がやや多い。③「士」についての記述は、養賢堂本のみみられるか、より詳細な記述になっている傾向がある。

つづいて、「愚評」について、「大名性格」の項と同様に検討する。保科正之についての記述は次のようなものである。

〔保科肥後守源正之（聖藩本「愚評」）〕

愚評曰夫國家ノ司タラン人ハ、文武ノ道理ヲ不明則ハ治ル事不可有。曰國ヲ治、文道ヲ學、仁徳ヲ可得ナリ。文道ヲ不學則ハ過大ヒ可有。サテ文字ニカ、ハツテ心理ヲシラサルヲ學者ノ無オト云ナリ。愚ナリト云トモ心理ノ徳有ヲ、小人賢正ト云ナリ。世ニ専ラ學フ者ト云ハカタチノミアラハシ、我ハ大賢ト云、聖賢ノ徳ヲ己カモノニシテ、弁舌ニアラハシ、世ニハ人モナケニ云カスメ、本心ノウシナヒ、聖賢ノ道ヲモ己ト改メ、コノ道カノ道ト様々ニ理ヲ分、我意ニマカセテ徳尊ヲ邪サマニスル、ヨキカツツクノミ學者トミヘタレ、大道ヲシラスシテ小道ニサマヨウ。今正之ノ行ニアテ、見ル時ハ右ニヒトシカランカ。サレトモ専事ナケンハ可ナリ。賢ニシテ小賢ト云ヘシ。君子ノ徳ヲシラス、本文以シルヘシ。己ヲナストキンハ、人有テ專道ヲ正ストミヘタレトモ欲學ハ大道ニ順サラシヤ。

〔保科肥後守源正之（養賢堂本「愚評」）〕

（1）愚評義曰、文武ヲ専ラトスル事、（2）是嘗レ有將也。前後ニ記ス如ク（3）一國一郡ノ主タル人ノ愚ニ政（4）逆ニシテハ叶ヒ難シ。然レトモ（5）算勘ヲ能カレテ物毎セコヲ入（6）ル事不可也。君子之心ハ廣ク公（7）ケナルヲ以テ私ナク、道理ヲ本（8）トシテ私欲ナシ。如何ナル故ニ（9）行跡寛々トシテ威有ト云、不審。（10）寛々トシテ威アラハ君子之法（11）ナリ。君子ハ私欲ヲハナシテ物（12）々セハシキ行ヒ一ツモナシ。（13）如是云トキンハ、算勘詳カナル（14）事小人業ト云ニ似タレトモ、サ（15）ニハ非ス。大将之心得ニモ可用（16）事也。或ハ戰場ニ出テ人数ノ多（17）少ヲツモリ、兵糧渡科等ヲ考へ、（18）或ハ月日時取ヲ数之道ヲ以不（19）考シテハ如何シテ是ヲ成ン。今（20）正之ノ行跡モ可有然。若又毎度（21）ノ算用金銀ノ蓄ヘノタメノ勘（22）ヘ計ナラハ大ヒニ不可也。大衡（23）約ヲ用ルト云ハ、公ケニシテ國（24）ノ法義ヲ能タテ、民ヲ不食、國民（25）ウトマサル様ニ自ラ謙テ國家（26）ヲ憐ムヲ以テ吉トスヘシ。若富（27）ン事ヲ願マテナラハ、タトヘ國（28）家ニ倒約ヲ令用トモ、却テ私欲（29）ノ貯ヘト世ノ取沙汰ニシテ嘲（30）誹可有事也。孟子曰、為仁不富為（31）富不仁矣ト云リ。富ン事ヲ願へ（32）ハ心ニ奪フ志有者也。（※括弧内は行番号）

聖藩本は、傍線部のように、冒頭で一般論を展開し、それに極めて多くの分

量を割く一方で、個別大名(保科正之)に対する評価の分量は比較的少ない。それに対して養賢堂本は、「大名性格」で記された個別大名の評価内容(「文武」「算勘」「行跡」等)に基づいて論を展開し(二重線部)、それに関連させる形で一般論を挿入する。論の進め方・内容において、相互の関係性を示す記述はほとんど無いと言い得る。そこで松平光長・同光通・同直政の場合であるが、表に「別内容」等と記載したように、本文をみると保科正之同様の傾向を指摘することができるのである。以上から、「愚評」については、ここまで検討してきた四大名に関する巻第二での記述に限り、聖藩本と養賢堂本との間に相互の関係性を見出すのは難しいと言えよう。

## (二) 諸本の比較(巻第二)

ここまで、聖藩本と養賢堂本の二者について比較検討してきたが、次に、他の『武家諫忍記』諸本も含めて検討を行ってみたい。表に記載してある通り、検討対象は、村上文庫本(刈谷本)・東北大図書館本(東北大本)・池田家本・対馬歴史資料館本(対馬本)・興讓館①本・興讓館②本である。以下、第四班表の巻第二該当部分に基づいて論を進める。

まず、「姓名」の項だが、保科正之では、諸本の記述は全て一致する。松平光長・同光通・同直政の場合、東北大教養本は記述内容に官位・息子の名が加わり、興讓館①②本は官位が加わる。

つづいて「室・紋・馬印」の項だが、「紋」の記述で、保科正之では聖藩と池田が一致し、他と相違する。松平光長・同光通・同直政では、聖藩・池田・対馬が一致し、他と相違する。

次に「居城」の項については、呼称・官位が、保科で聖藩本のみ他と相違し、松平光通では聖藩本・池田本・対馬本が一致して他と相違する(二)。松平直政では聖藩本と池田本が一致し、他と相違している(二)。石高(所領の高とは限らない)の数値及び年貢率等は、四者とも聖藩本のみが他と相違している。

また、聖藩本にみられる「国部(分類)曰」の記述は、他には現れない。なお、(一)で光長について注目点としてあげた「後号高田殿ト」(二)の記述は、聖藩本以外は全てこれを含み、「信州ニモ少領有」(三)の記述は、聖藩本・池田本・対馬本に含まれない。ここまでの検討から、聖藩本は他の諸本と大きく異なることが分かる一方で、池田本・対馬本の記述内容は、他の諸本と比べて、聖藩本により近い関係にあることを指摘できよう。

「大名性格」の項については、①論点とその配列は、各写本において基本的

に同様である。②語句の詳細については、対馬本に異同がやや多いことを指摘しておきたい。③「家士」に関する記述は、聖藩本以外の諸本は基本的に一致する。

「愚評」の項については、論の進め方・内容の点で、聖藩本が他の諸本と「別内容」となっている。そこで聖藩本以外の諸本を比較しておくこと、対馬本のみが「愚評二曰」と記述していること、特に対馬本にまとまった分量の「脱落」乃至差異が見られる(保科 114,18、光長 110,16、光通 11,7222429,31、直政 110,24,31 等) )とを指摘できる。ただし、この対馬本における「脱落」・差異のうち、保科 114,18、光通 11、直政 124 は、池田本と一致(類似)する。また、対馬本と池田本は、保科 13、光長 15,8、光通 13 など語句レベルの一致(他との相違)も見られる。ここには、池田本と対馬本が近い関係にあることが示されていると言えよう。

以上から、聖藩本・池田本・対馬本には関係性を想定し得る可能性があると言えらるだろう。

## (三) 巻第一・巻第二・巻第四・巻第五を通じての検討

以下では、巻第二の分析結果を踏まえ、巻第一・第四・第五を含めて記述の比較を行い、巻によって異なる傾向に違いがあるかどうか確認していきたい。なお、ここでは、特に注意すべき項(「居城」および「愚評」)に絞って検討を進める。

まず、「居城」の項についてだが、石高(所領の高とは限らない)の数値・年貢率等が、特に巻第四において、聖藩本に加え池田本にも他との相違が多く見られる点が注目される。このことは、巻によって異なる傾向がある場合があることを示しており、各写本の成立事情を考える上で重要な点であると思われる。なお、「国部(分類)曰」の記述の記述がみられるのは、巻第二以外の各巻においても聖藩本のみである。この点は、巻第二と共通の傾向と言えよう。

「愚評」については、次の点を指摘しておきたい。まず、養賢堂本との語句の相違が特に対馬本に多い点である。これは、巻第二と同傾向である。もう一つは、聖藩本の記述内容についてである。巻第一・巻第二における「愚評」の記述は、表で「別内容」と記載されるものが多いのに比べて、巻第四・巻第五においては、漢字や語句レベルの相違にとどまっている。聖藩本の巻第四・第五における「愚評」の記述は、巻第一・巻第二よりも、他の写本との近似性が高いと言えよう。

以上、本章での検討からは、次のような点を指摘することができよう。一つは、語句レベルの異同から判断すると、対馬本と聖藩本・池田本系統との関係を想定し得るということである。もう一つは、記述の異同が巻によって傾向を異にする点である。例えば、「愚評」についての聖藩本と他本との関係では、巻第一・巻第二と巻第四・巻第五で傾向が異なっていた。このことは、一つの写本でも巻によって成立事情が異なる可能性を示していると言えよう。

## 二、「大名評判記」諸本における引用について

本章では、『武家諫忍記』刈谷本、同聖藩本、『武家勸懲記』内閣文庫本の中国古典からの引用記述について比較を行い、諸本の特徴と関係について検討する。なお、不十分な比較になるが、右以外の『武家諫忍記』・『武家勸懲記』諸写本については、ひとまず捨象することとする。

### (一) 『武家諫忍記』刈谷本上本、同聖藩本、『武家勸懲記』内閣文庫本の引用比較

ここでは、筆者作成の別表に基づいて分析を行う。表は、「大名評判記」における引用書目を書き抜いたもので、表1は『武家諫忍記』刈谷本、表2は『武家諫忍記』聖藩本、表3は『武家勸懲記』内閣文庫本における引用書目を示したものである。各本とも巻一〜四について収録したもので、刈谷本は三七大名、聖藩本は三六大名、『武家勸懲記』内閣文庫本は二〇大名が対象となっている。

はじめに表の項目について説明しておきたい。「巻」の覧は、当該大名の所収されている巻を示し、「No.」は、大名の通し番号を表している。「引用箇所」には、特に中国古典を中心に、書物からの引用と見られる記述を抜粋している。「引用書目」は、引用箇所の典拠を示したもので、本文に書名が明示されている場合は『(書名)』のように記し、書名ではないが引用を示すとみられる語句(兵法、日、古語など)は括弧無しで、書名が明示されていないが典拠が明らかかな場合は『(書名)』と記した。表1の塗りつぶし部分は、『武家勸懲記』内閣文庫本にも共通する引用であることを示す。『武家勸懲記』内閣文庫本における引用書目を示した表3も併せて参照されたい。表2の塗りつぶし部分は、『武家諫忍記』聖藩本にも共通してみられる引用記述である。表1と表2を併せて参照されたい。

それではまず、諸本における引用記述の特徴についてみていこう。三者のうち、『武家諫忍記』聖藩本は、明示的な引用が最も少ないと言える。漢文体での引用が少ないこと、中国古典に依拠したことを明示する記述が少ないこと、の二点を聖藩本の特徴として指摘できる。他方、『武家諫忍記』刈谷本は、三者の

中で最も明示的な引用が多い。「論語曰」など、一七件が典拠(書名)を明示しているのである(明示しないものは一三件)。「武家勸懲記」内閣文庫本については、『武家諫忍記』刈谷本に近い数の引用がみられる(二〇大名で一九件、刈谷本は二〇大名で二六件)。漢文体の引用は多いが、「古語曰」の多さにみられるように、典拠(書名)を明示しないことが多い(明示五件、非明示一四件)。当時、一般に漢文や中国古典は権威性が強かったと考えられる。上記のような諸本の特徴は、「愚評」執筆(編者)、執筆時に想定された読者の解明につながるか。

次に、各本の一致点について述べる。表2からは、『武家諫忍記』聖藩本における一三件の引用記述のうち、巻一〜四にわたり五件が刈谷本と共通することが分かる。このことは、聖藩本の「愚評」が、他本のそれと全く別に作成されたこととみることができないことを示すと言えよう。また、表1をみると、『武家諫忍記』刈谷本の三〇件のうち、一三件が『武家勸懲記』と共通する。既に指摘されているように、刈谷本の内容の方が『武家勸懲記』と結びつきが強いことが分かるが、ここで検討した巻第四までの事例に限って言えば、『三略』・『呉子』(兵書)や『淮南子』(雑家類)のような典拠書名が、「古語」に言い換えられており、『武家勸懲記』編者による何らかの意図が働いている可能性を示す。

### (二) 具体例による比較

ここでは、尾張大納言源義直<sup>8)</sup>・同中納言源光義(尾張中納言源光友<sup>9)</sup>)について、「愚評」(及び「大名性格」)の項の記述に注目し、そこでの引用記述を軸に以下の各本の比較を行ってみたい。取り上げるのは、①『武家諫忍記』聖藩本、②『武家諫忍記』刈谷本、③『武家勸懲記』内閣文庫本である。全文を「別掲史料」として掲げたので、それに基づいて分析を進めたい。

まず、「別掲史料」の二重線部分(『論語』の引用)から検討する。この引用は、②③のみにみられるものである。「論語曰」のように典拠を明示し、②③ともに漢文体で引用していることが分かり、②③の密接な関係が示されている。次に、傍線(実線)部分(『中庸』の引用)をみてみよう。①②③いずれも『中庸』の一節に依拠した記述であるが、①は、②③と異なり、典拠を明示せず、しかも和文体である。このことは、②③の密接な関係を示すものとも言えるが、①も『中庸』の同じ一節を引用しているのであり、①も②③と無関係ではなく、むしろ何らかの関係性を持つことを示している。続いて、点線部分(「太宗皇帝」の事例)をみておく。「太宗皇帝」の事例を引くのは②のみだが、③の点線部分

は、②の記述が簡略化（もしくは省略）されたものである可能性があり、注意すべき点かと思われる。

以上の引用記述の比較からは、『武家諫忍記』聖藩本（①）と『武家諫忍記』刈谷本（②）との間でよりも、『武家諫忍記』刈谷本（②）と『武家勸懲記』内閣文庫本（③）の方が、内容的に見て強い結びつきを持っていることが分かる。しかしながら、①と②③も無関係とは言えない点にも注意しておきたい。

ここで、①②③の関係性について総合的に明らかにするために、右で分析した引用記述に加えて、内容面での比較を行っておきたい。例として尾張中納言光義（光友）をとりあげる。「大名性格」の記述では、光義は次のような人物とされている。①では、「修二、シカモ美女ヲ愛シ、遊樂マコトニ身ニ余、金銀錢珠玉者如石礫思ヘリ」、②では、「奢有テ色好ム事秦始皇帝ニヒトシ、ト云リ。或ハ女ヲ集テ歌舞ヲ設ケ、昼夜ノ差別モナク醇ニ乱レ、或ハ居宅ヲカサリ諸事ノ美ヲ尽シ、金銀珠玉ハ礫ノ如ク塊ニヒトシ」、③は、「女色ヲ好ミ遊興ヲ催サレ乱酔ニ及ヒ玉フ」という。いずれも「奢」・「色好」の将として、忌憚のない批判を行っている。

「愚評」では、こうした行状は、次のような観点から批判されている。それをそれぞれあげておこう。

- (①) 道有人ハ父母ニ有孝、則其父ノナストコロ用行ヘシ。：然ルニ親ノ行ニハアラス、第一修ヲ長シテ人ノ嘲ヲシラス、遠慮ナキハ大ヒニ可禁。
- (②) 昔ヨリ国家ヲ失フ事余ノ義ニアラス。只其君ノ嗜ハ欲心邪曲奢ヲ縦ニスル故ナリ。：一人ノ上ニ有テモ道ニ背カハ立難シ。況哉一國一郡ノ大主ト云計ニモアラス。大中納言ノ位階ニ昇ル身トシテ：是拙シ
- (③) 好色ハ必シモ国家衰弊ノ基ヒ、和漢共ニ先縦多シ。一國一城ノ主タル計ニモ非ス。大樹ノ貴族トシテ御年齢ト云：

①は、親の善行の継承が「孝」であるという視点から、奢侈を戒める。一方、②では、「国家ヲ失フ」ことが危惧され、「一國一郡ノ大主」であることが強調される。また、「大中納言ノ位階ニ昇ル身」という特別な尊貴性も批判の根拠となっている。③でも「国家衰弊」、「一國一城ノ主」、「大樹ノ貴族」といった観点から批判する。藩主の悪行を批判する論理において、②と③に共通性が見られ、①とは異なっている。

以上、本章の検討からは、①と②（③）では、記述に共通の基盤を有する一方で、内容に関わるレベルでの相違（改変）がみられることを指摘することができよう。

## おわりに

第一章では共同作業として第四班で作成した表の分析を行い、『武家諫忍記』諸本の関係性を探った。そしてまず、対馬本と聖藩本・池田本系統との関係性を想定し得ることを指摘した。このことについては、内容面や講義で取り上げなかった写本との比較によって、さらなる検討が必要であろう。もう一つは、記述の異同が巻によって傾向を異にする点である。このことは、一つの写本でも巻によって成立事情が異なる可能性を示していると言えよう。この点は、今後、各写本の成立や系統を考察する際に留意すべき点になると思われる。

第二章では個別作業として「愚評」の引用書目の異同等を検討した。『武家諫忍記』聖藩本の「愚評」は、刈谷本「愚評」と共通する側面を持っていることが分かり、別の書物とまでは言い切れない。今後、諸写本を丹念に検討し、内容改変の事情を探っていくかなければならない。一方で、『武家諫忍記』刈谷本と『武家勸懲記』内閣文庫本とは、内容から言えば密接な関係を有している。ただし、兵書等が「古語」に言い換えられるなど、単に大名の代替わりによる記述の改正というに止まらない変化を有している可能性がある。各「大名評判記」が改訂・改変される理由を様々な角度から検証していくことが重要な課題であることを指摘しておきたい。

## 【注】

- (1) 金井圓『江戸史料叢書—土芥寇讎記—』（人物往来社、一九六七年）、今野真『土芥寇讎記』と大名論（J. F. モリス・白川部達夫・高野信治編『近世社会と知行制』思文閣出版、一九九九年）、その他。
- (2) 若尾政希研究代表『土芥寇讎記』の基礎的研究（二〇〇四年）、同『大名評判記』の基礎的研究（二〇〇六年）。
- (3) 前掲注ニ参照。
- (4) 『大名評判記』の基礎的研究』所収。
- (5) 第四班『土芥寇讎記』における大名像—「文」「武」をめぐって—（『土芥寇讎記』の基礎的研究』所収）では、『土芥寇讎記』引用書目「覽表」を作成し、考察を行っている。
- (6) 小田真裕『武家諫忍記』諸本の新規「愚評」（二〇〇六年六月一二日報告）。「引用書物」などの「情報追加」の検討で、評者像や諸本の差異を論じた。
- (7) 若尾政希『大名評判記』諸本について。
- (8) 慶長五年（一六〇〇）生々慶安三年（一六五〇）没。藩主在任＝慶長一二年（一六〇

七) 慶安三年。

(9) 寛永二年(一六二五)生、元禄一三年(一七〇〇)没。藩主任に慶安三年(一六五〇)〜元禄六年(一六九二)。

〔別掲史料〕

①『武家諫忍記』(聖藩本)

○尾張大納言源義直卿

義直卿、文武之学ナシ。故ニ才智ノ発シタルトハミヘス。悠寛ニシテ不怒不侈直ナリ。自謙下テ禮ヲ正シ少モ邪義成行ナシ。世ニ譽有。最国家ノ政道順ニ民ヲ憐愍有。愚評曰、凡主将ノ行、監カミトモ可成。夫一國一郡ノ司タラン者ハ自ヲ正シテ政道ナストキンハ、タトヘ曲レル者アリトモ、終ニハ直ニ道ヲ正シ、忠ヲツクサン者多出来ヘシ。若又司タラン人ノ不行ナルトキンハ、必其下ニ有者背邪曲不直ニシテ、侍民トモニ君臣ノ禮ヲウシナヒ、父子ノ孝モ夫婦兄弟朋友ノ愛モ信モ徳モクラミテ、終ニハ主将ヲ恨ミ嘲、国家ヲ奪身亡ノ本タルヘシ。雖然世ニハ邪ニ不直ナル事多キ中ナレハ、司トシテ其実ヲシラサル故ニ、タマ々ノ下知ヲナスヲモ己カ利欲ノ業ノミニシテ、世ノタメ人ノタメナラン道トモ端トモ可成品一ツモナシ。今義直ノ行跡、文才ノ理不明トイヘトモ、道理ニ通達シテ善ナルカナタ。

○同中納言源光義卿

光義、文武ノ学ナク、然トモ邪曲忿慢ナル事ナク、寛々ト有威。直ニシテ憐愍ノヨクシテ雖有仁心、侈ニ、シカモ美女ヲ愛シ、遊樂マコトニ身ニ余、金銀錢珠玉者如石礫思ヘリ。手跡□ヲ好メリ。

愚評曰、凡道有人ハ父母ニ有孝、則其父ノナストコロヲ用行ヘシ。タトヘ又不義不行有則ハ善ニヨツテ可諫。若又亡タルトキハ三年ハ事ヲ改ムル事不可在。善ナル時ハ益是ヲ用ヒテ親ノコトクニ可行ハ可ナリ。然ルニ親ノ行ニハアラス、第一侈ヲ長シテ人ノ嘲ヲシラス、遠慮ナキハ大ヒニ可禁。是將ノ過トイハンヤ。己樂ヲホコルトモ人民クルシミトナルヘシ。故ニ近年ハ国民トモ衰テケリ。無用ノトコロニ善ツクシ美ヲツクシ給フユヘナリ。天下国家ヲ治ムル人ハ九經ト名ケ、第一、身ヲ修ムヘシ。君トシテハ徳ヲ明ニシ、心ヲ正シ、其身ヲ修ルナリ。二ニ、賢ヲ尊ミ、善ヲ善トシ惡ヲ惡トシテ、賢人ヲ尊用フ。如是ナレハ道モ正政モ修。三、親ヲシタシンス。一家眷屬ノ其ホト々ニ依テ可親。四、大臣ノ敬ス。既ニ其身大臣ト成、或ハ家ノ臣トナル者ヲ疎略ニ仕ヘカラス。其相応役ヲ用テ礼儀正シテ国家ノヲモシトモナル者ナリ。五ニ、郡臣ヲ体スト云。主ノ身群臣トハ諸ノ臣下ヲ云、ソレ、ノ身ヲ我心ニ引合テ其者ノ身心ニ成テ見ルヘシ。然時ハ群臣尽ク能ミヤツカヘスルナリ。六、庶民ヲ子トシ民百姓マテテ我子ノコトクニシテ恵ムヘシ。七、百工ヲ来スト。萬ツノ工ミ其國ニ諸事コトカ、サルナリ。八、柔遠人トテ、道路往来ノ妨ケ也。関所ノ煩ナク往還スルナリ。九ニ、諸侯ヲナツクヘシ。君徳明ニシテ天下ノ手本トナ

ル、大施ス所其威ノ行ハル々処遠キマテニ及ナル。是等ハ云ニタラストイヘトモ、若ハ見人ノタメト思ヘハナカシタモ書テケリ。

②『武家諫忍記』(刈谷本)

○尾張大納言源義直卿

義直卿、文武之学ナシ。故ニ才智明弁タリト云ニハ非ス。国家ノ仕置ユルカセナリ。行跡悠寛トシテ淳ナリ。不侈不忿、義理ヲ正シ民ヲ憐ミ、生得ヨリ公ケニテ邪義佞曲曾テナキ故ニ、奉公ツトメヤスシ。江戸國トモニ同シ。家士身軀ナラサル者少シ。薨シ給フトイヘトモ三家六卿タルニ依テ爰ニ記ス。此外死去之免除之。

愚評義曰、凡大將トシテハ文武ヲ学テ其理ヲ明メテ行フヲ以テ善大將ト云リ。義直卿、行跡誤ナキ事最吉シ。然レトモ文武之道ヲ不学ヲ以テ非ト云ン歟。案ニ曰ク、二ツノ品有ヘシ。縦ヒ文武ノ両道ヲ学テ才智明カナレハトテ、奢ニ長シ忿有テ邪曲有ハ、ナンソ譽トハ云ヘシ。又生得柔和ニ憐アラハ、愚ニシテ發明ナラストモ是則善人ト云ヘシ。然レハ一向愚ニ拙キ人モ譽ナキニハ非ス。亦才智明カナレハトテ譽ヲトルヘキニ非ス。今義直卿之行ヒヲ考ヘ見ルニ、自然ノ徳備リ少モ私ノ行ナシ。仁政ヲ下ニ施シ道ヲ正シ給フ。最モ譽レノ將ト云ツヘシ。又道理ヲ以テ見ルトキンハ右之評義ニ心得有ヘキカ。此意ヲ計ルミ、常ノ人ニシテ見ルトキンハ善ト云ヘシ。一國ノ將トナル器量ニハ不足トセン。君子ハ能ク学ンテ過ヲ改ル故、少モ行ヒニ違ナシ。又不学シテ其行關キ人ハ善徳有トモ又過多シト也。是ハ文武ヲ不学ヲ非トセ

ンカ。道理ヲ明ルヲ見ルトキンハ却テ讚ル人也。論語曰、生而知之者上也、学而知之者次也。困而学之者又其次也。困而不学者民斯為下矣。夫人之生得品アレトモ、此四ツ也。生レナカラニシテ事物ノ道理ヲ知給フヲ以テ常ノ人トハ云難シ。

○同中納言源光義卿

光義卿、文武両道ノ学ナシ。然レトモ邪曲忿慢ナル事曾テナク、直ニシテ寛々ト威有。又家民ヲ撫テ憐ム。但シ奢有テ色好ム事秦始皇帝ニヒトシ、ト云リ。或ハ女ヲ集テ歌舞ヲ設ケ、昼夜ノ差別モナク醉ニ乱レ、或ハ居宅ヲカサリ諸事ノ美ヲ尽シ、金銀珠玉ハ礫ノ如ク塊ニヒトシ、竹腰等ノ知臣有テ国家ヲ政道スル内ハ別義有マシ。

愚評義曰、志実有トモ行跡道ニアラスト云ン。昔ヨリ国家ヲ失フ事余ノ義ニアラス。只其君ノ嗜ハ欲心邪曲奢ヲ縦ニスル故ナリ。今光義卿ノ心意直ニシテ貪リ不甚トイヘトモ、侈リニ長シテ理ニクラク、聖賢ノ道ヲ曾テ不知故也。是ヲ思ヘハ是非ナシ。一人ノ上ニ有テモ道ニ背カハ立難シ。況哉一國一郡ノ大主ト云計ニモアラス。大中納言ノ位階ニ昇ル身トシテ、若本文ニ記スコトク不宜ノ侈リニ金銀珠玉ヲ礫塊ノ如ク費ライトワス国家ノ費ヲ不知、天理ヲ不弁、世ノ嘲ヲカヘリミスンハ、是拙シ。教法ニ云、上ニ好ム所ヲ下ニモ好メリ。唐ノ太宗皇帝ノ貶魏徵ト云ル臣有。太宗、色ニ沈リ、驕怠ナル事ヲ諫メケルハ、隋ノ煬帝ハ舟ヲ作テ国家ノ費ニ長シ、有帝舞樂

ヲ好メハ國中上下トモニ歌舞ノ袖ヲ翻セリ。楚王細腰ヲ好メハ宮女食事ヲヒカヘテ腰ヲシメ、生レツキタル姿ヲ苦メテ皆飢死タルタメシアリ。上ノ好ム所ハ下必ス是ヲマヌル故、君トシテ邪曲ヲ愛シ玉フコトナケカハシ、ト云リトカヤ。今光義卿、甚美女ヲ愛シ玉フモ同之。論語曰、君子泰而不驕、小人驕而不泰。君子ハ天理之道備リ正脩ナル故、心常ニ安舒ニシテ少モ驕肆ナル氣ナシ。小人ハ欲ニ逞フ也。故ニ心常ニ驕リ肆ニシテ少モ安ク舒ナル氣ナシ。君子小人毎々相反スル也。徳有ヲ以テ君子トス。縦ヒ国郡ノ主タリトモ無道ナルハ小人也。此主將過チト云事侈リ大ヒナル故ニ誠メヲ下ス。是ハ国家ノ政道、或ハ公用諸事ノ勤メヲ忘リ有ン事ヲ云。又譽レヲ考ルトキンハ一向拙キニハ非ス。邪曲佞忿ルコトナク、食リ不甚、憐有テ淳也。爰ヲ以テ知ルトキンハ、必ス非ト云難シ。是ヲ或評ニ曰、人タルノ道ハ義アリ、直アリ、慈悲アリ。又不慢邪曲佞奸驕ナキヲ以テ善人ト云ヘシ。然レトモ上一人ヨリ下万民ニ至ルマテ一ヨリ十マテ悉ク揃タル人ハアラシ。今貶ノ善人ト云ハ、私欲ニ離レ憐ミ有テ不修邪佞ヲ去テ忿ナキヲ善人ト云ヘシ。才智發明ニ理ヲ知トモ、右之悪行アル人ハ善人ト云カタシ。今光義卿ヲ見ルニ、四ツノ不義有テ六ツノ善アリ。然ルニ四ツノ不義大ヒナル故ニ、六ツノ善アレトモ隠レテ不顯。是一ツノ道理ニ闇キカ故ナリ。悟テ知玉ヘ。凡ソ人ノ上ニ居テハ其誠多キ中ニ、中庸曰、修身也、尊賢也、親親也、敬大人也、君體群臣也、子庶民也、來百工也、柔遠人也、懷諸侯也。是則子常ノ道ナリ。此九ツノ道ヲ以テ平世ニナクテ不叶ナリ。此心ヲ以テ行ヒ給ハ、多クノ士卒万民ノ上マテ目出タカルヘシ。猶教誡ノ次第ヲ鑑ミ給ヘ。

③『武家勸懲記』(内閣文庫本)

○尾張中納言源光友卿

光友卿、文武両道ヲサノミ不学、サレトモ天性淳直ニシテ邪曲佞忿驕慢ナル事曾テナク、政道法ニ當リ、家民ヲ哀憐セラル。行跡寛然ト威義備レリ。但シ女色ヲ好ミ遊興ヲ催サレ乱醉ニ及ヒ玉フト也。

愚評議曰、凡ソ主將トシテハ文武両道ヲ学ヒ達シ、其理ヲ明カニ知リ行フヲ以テ善トス。サレハ光友卿学ヒタマハサルヲ不足トセン。サレトモ淳直ニシテ政道法ニ當リ家民ヲ哀憐セラル、トナレハ難スヘキニ非ス。論語曰、生ニシテ而知之者上也。

学テ知之者次也。困而知之者亦其次也。困而モ不学者民斯為下ト矣。夫人生得品々有ト云ヘトモ、此四ツ也。生レナカラニシテ事物ノ道理ヲ知ハ聖人也。此將不学ニシテ邪曲佞忿驕慢ノ意地ナク、而モ淳直ニ政道法ニ當リ、家民ヲ撫育アラハ是則明主ノ行跡タリ。故ニ威儀自ラ備レリ。爰ニ本文ノ旨ニ任セ一ツノ評義有。如何トナレハ色欲ニ耽ケリ遊興ノ餘リ乱醉ニ及ヒタマフト記セリ。好色ハ必シモ国家衰弊ノ基ヒ、和漢共ニ先縦多シ。一國一城ノ主タル計ニモ非ス。大樹ノ貴族トシテ御年齡ト云、世上尊敬スル御身タレハ只大方ノ誹謗ノカレカタカルヘシ。慎ンテ身ヲ脩

メラル、コト肝要タリ。中庸曰、修身也。尊賢也。親々也。敬大也。君ハ群臣子庶民也。來百工也。柔遠人也。懷諸侯也。是即常ノ道也。心ヲ以テ行ヒ玉ヘ。畢竟、政道法ニ當リ国家安泰タランニ不足アルマシ。轟將ト云ヘキノミ。

表1:『武家諫忍記』(刈谷村上本)引用書目

巻	no.	大名名	引用箇所	引用書目	備考
1	1	尾張大納言源義直卿	論語曰、生而知レ之者上也。学而知之者次也。困而学レ之者又其次也。困而不学レ者民斯為レ下矣。	『論語』 〔季氏〕	
1	2	同中納言源光義卿	論語曰、君子泰而不驕、小人驕而不泰。	『論語』	
1	2	同中納言源光義卿	中庸曰、修レ身也、尊賢也、親レ親也、敬二大人一也、君體二群臣一也、子二庶民一也、來二百工一也、柔二遠人一也、懷二諸侯一也。	『中庸』	
1	3	紀伊大納言源頼宣卿	景行録ニ曰、知レ足可レ楽、多貪則憂ト。	『景行録』	〔文廟賢儒景行録6巻カ。〕
1	3	紀伊大納言源頼宣卿	孟子曰、不レ慮之譽有二求レ全之數ト。	『孟子』	
1	3	紀伊大納言源頼宣卿	論語曰、子貢曰、君子之過也、如二日月之蝕一焉。過人皆見レ之更也。人皆仰レ之ト。	『論語』	
1	4	同宰相源光貞卿	兵法曰、人之志者上国王ヲ始下庶人ニ至ルマテ悉ク仁義ヲ以テ旨トスヘシ。	兵法	
1	4	同宰相源光貞卿	諸葛孔明兵法ニ云ク「導クニレ之以テシレ徳ヲ、齊ルニレ之ヲ以テシレ礼ヲ、而知リ二飢寒ヲ一、察ス二其ノ勞苦ヲ一、此謂フ二之ヲ仁將一」。	諸葛孔明兵法	
1	5	水戸中納言源頼房卿	夫為将道有八弊焉。一曰、貪而不レ厭。二曰、妬レ賢口レ能。三曰、信レ讒好レ佞。四曰、料レ彼不二自料一。五曰、猶預不二自決一。六曰、荒淫酒色。七曰、奸詐而心性。八曰、狂言而不レ以レ礼。		
1	5	水戸中納言源頼房卿	善將ハ不持強、不崇勢寵之而不レ喜辱レ之、不レ驚、見レ利不レ貪、見レ美不レ淫、以レ身徇レ国一意而已。		19と同じ。
1	6	水戸中將源光圀卿	以智擊レ勇如兩虎相撲。		
1	6	水戸中將源光圀卿	論語曰、「其身正則不レ令而行、其身不レ正則雖レ令不レ從也。」	『論語』 〔子路〕	
1	6	水戸中將源光圀卿	曰、天地為メニ一物ノ一不枉其貶ヲ一、日月ハ為メニ一物ノ一不口其明ヲ一、明王為メニ一人ノ一不枉其法ヲ一。	曰 『孝経』注	
1	6	水戸中將源光圀卿	子曰、「志ニ二於道一、依リ二於徳一、拠リ二於仁一、遊ニ二於藝一ト。」	『論語』述而	
2	9	保科肥後守源正之	孟子曰、為仁不富、為富不仁矣ト云リ。	『孟子』	
2	17	細川越中守源綱利	三略曰、主与臣同者昌、主与臣不同者亡ト云テ	『三略』	
3	18	松平右衛門佐源光之	司馬法曰、古者以レ仁為レ本、以レ義治レ之、是謂レ正、正不レ口レ意、則レ權、權出二於戰一。	『司馬法』	
3	18	松平右衛門佐源光之	淮南子曰、亡国非無法、無法君也、無法者非無法也、有法而不用与無法等。	『淮南子』	
3	18	松平右衛門佐源光之	玄宗皇帝…		
3	19	松平安藝守源光晟	貞観政要曰、喜則忘賞無功、怒則監殺無罪。	『貞観政要』	
3	19	松平安藝守源光晟	六韜ニ、大公カ俸禄ヲ以テ能人ヲ得ルヲ餌ヲ以テ魚ヲ釣ニトヘタリ。	『六韜』	
3	20	松平大膳大夫大江綱廣	大公カ曰、人トシテ不学トキンハ暝々トシテ夜行カトコトシト。		
3	20	松平大膳大夫大江綱廣	人能欺レ人ヲ、天不レ欺レ人、悪人怕天、天不怕悪人ト云心ヲ以テ…。		
3	21	松平丹後守藤原光茂	善將不持強、不崇勢寵之而不喜辱之、不驚、見利不貪、見美不淫、以身徇国一意而已。		5と同じ。
3	21	松平丹後守藤原光茂	呉子曰、將所恃者五有。一曰理、二曰口、三曰口、四曰戒、五曰約。	『呉子』	
3	22	井伊玄蕃頭藤原直隆	論語曰、君子不重則無威、学則不固、高位有人。	『論語』	
3	24	藤堂大学頭藤原高次	欲治其国者先齊其家、欲齊其家者先修其身、欲修其身者先正其心、欲正其心者誠其意、欲誠其意者先致其知。	『大学』	
4	28	佐竹修理大夫源義隆	漢高祖、感陽ヲ…		
4	28	佐竹修理大夫源義隆	曰、夫將ハ國之命也。將能制勝則國家安定。	曰	
4	30	森内記源長継	管子曰、猛毅之君不免于外難、懦弱之君不免于内乱。	『管子』	

表2:『武家諫忍記』(聖藩本)引用書目

巻	no.	大名名	引用箇所	引用書目	備考
1	2	同中納言源光義卿	天下国家ヲ治ムル人ハ九經ト名ケ、第一、身ヲ修ムヘシ。…二ニ、賢ヲ尊ミ、…三、親ヲシタシムス、…四、大臣ノ敬ス、…五ニ、郡臣ヲ体スト云。…六、庶民ヲ子トシ、…七、百工ヲ來スト、…八、柔遠人トテ、…九ニ、諸侯ヲナツクヘシ。	『中庸』	
1	6	水戸中將源光圀卿	子曰、志ニ二於道一、依ニ二於徳一、拠ニ二於仁一、遊ニ二於藝一。	『論語』 〔述而〕	
2	9	保科肥後守源正之	孟子曰、為仁不富、為富不仁矣ト云リ。	『孟子』	
2	10	松平越後守源光長	長厚子曰、將者学正行、庶人ハ直而行、諸士者聞行ト云々。	長厚子	「長厚」=おとなしく人情が厚い。温厚。
2	13	松平右京太夫源頼重	学不行ヲ大過ト云、不学而不行小過、不学知ヲトス、学知ヲト云。		
2	14	松平犬千代丸菅原(後号綱利)	曰、能欲国治者己ヲ正、次人ヲ令正モノナリ。	曰	
2	17	細川六丸源氏(後号綱利云)	曰、道明則国正、道不明則国亡ト云々。	曰	
3	18	松平右衛門佐源光之	新田義貞正成問曰、…		
3	20	松平大膳大夫大江綱廣	大公曰、人生テ不学冥々如夜行。	大公	
4	29	佐竹修理大夫源義隆	秦ノ世ハヒニ侈テ万民ツカラカシムル…。漢高祖感陽ヲ攻ルニ其国民甚祝シテ…。		
4	31	森内記源長継	管子曰、猛毅之君不免于外難、懦弱之君不免于内乱。	『管子』	
4	31	森内記源長継	唐ノ玄宗ハ楊貴妃ニ愛ヲナシテ自ラ亡。		
4	36	松平隠岐守源定行	文王問太公曰、願聞為国之大務欲使主尊人安為之奈何。太公曰、愛民而已。文王曰、愛民奈何。太公曰、利而勿害、成而勿敗、生而勿殺、与而勿奪、樂而勿苦、喜而勿怒。	『六韜』文韜 国務第三	

表3:『武家勸懲記』(内閣文庫本)引用書目

巻	no.	大名名	引用箇所	引用書目	備考
1	1	尾張中納言源光友卿	論語曰、生ニシテ而知之者上也。学テ知之者次也。困而知之者亦其次也。困而モ不学者民斯為下ト矣。	『論語』 〔季氏〕	
1	1	尾張中納言源光友卿	中庸曰、修身也、尊賢也、親親也、敬大也、君ハ體群臣也、子庶民也、來百工也、柔遠人也、懷諸侯也。	『中庸』	
1	2	紀伊中納言源光貞卿	諸葛孔明兵法曰、導之以徳、齊之以礼、而知飢寒、察其勞苦、此謂之仁將。	諸葛孔明兵法	
1	3	水戸宰相源光圀卿	以智擊勇如兩虎相挫。		
1	3	水戸宰相源光圀卿	論語曰、其身正則不令而行、其身不正則雖令不從矣。	『論語』 〔子路〕	
1	3	水戸宰相源光圀卿	子曰、志於道、拠於徳、依於仁、遊於藝矣。	『論語』 〔述而〕	
1	5	館林宰相源綱吉卿	兵書ニモ柔剛強弱ノ四ツヲ兼備ヘテソレクニ用ユルヲ以テ良將トスルト見ヘタリ。	兵書	
2	7	松平兵部太輔源昌親	古語曰、上之親下如手足於腹心、下之親上如幼子於慈母、云々。	古語	
2	9	保科筑前守源正経	古語曰、主不可以無徳、々々則臣叛。不可以無威、々々則兵権。臣不可以無徳、無徳則無以事。君以無威、得威則国弱、威多則身蹶。	古語	
2	10	松平出羽守源綱周	古語曰、臣不爭則陷君於無道、云々。	古語	
3	14	細川越中守源綱利	古語曰、主与臣同者昌、主与臣不同者亡矣、云々。	古語 『三略』	
3	15	松平右衛門佐源光之	古語曰、亡国非無法、無法君也、無法者非無法也、有法而不用与無法等。	古語 『淮南子』	
4	16	松平安藝守源綱長	貞觀政要曰、喜則妄賞レ死シテ功、怒則監殺無罪、云々。	『貞觀政要』	
4	16	松平安藝守源綱長	古語ニモ、香餌下ニ有懸魚、重賞下有死矣、ト云々。	古語 『三略』	
4	17	松平大膳太夫大江綱廣	大公曰、人不レ学、暝々如夜行、云々。	大公	
4	17	松平大膳太夫大江綱廣	人能欺レ人、天不欺人、悪人怕レ天、天不怕レ悪人。		
4	18	松平丹後守藤原光茂	古語曰、善將不持強、不崇勢寵之、不喜辱之、不驚、見利不貪、見美不淫、以身殉国一意而已。		
4	18	松平丹後守藤原光茂	曰、將所慎者五在。一曰理、二曰口、三曰武、(空白)、五曰約。	曰 『呉子』	
4	20	松平伊豫守源綱政	夫温良ハ仁之本、敬慎ハ仁之地、寛裕ハ仁之作、孫接ハ仁之能、礼節ハ仁之貌、言談ハ仁之文、歌樂ハ仁之和、分敬ハ仁之施ト也。	『礼記』(儒行)	